

山口市NET119緊急通報システム利用規約

山口市消防本部が提供する山口市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、本規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 利用条件

- (1) NET119の利用は、事前に利用者登録が必要です。
- (2) 利用対象者は、聴覚、音声・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方で、次のいずれかに該当する方です。

なお、音声による通報が可能な方は、音声による119番通報をご利用ください。

【重要】音声による通話が可能と確認した場合には、利用の停止又は登録の削除を行うことがあります。

ア 山口市に在住の方

【重要】本人確認のため住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用します。

【重要】山口市外に転居された場合には、利用の停止又は登録の削除を行うことがあります。

イ 山口市内に通勤・通学されている方

【重要】別に定める「山口市NET119緊急通報システム利用者登録申請書兼承諾書」の提出が必要となります。

- (3) 第三者のなりすましによる虚偽通報等、利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種 of 携帯電話等では、NET119が利用できない場合があります。
- (4) NET119の利用は、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- (5) 消防本部が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できない場合がありますので、通報時はGPS機能をONに設定してください。
【重要】通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、net119.speecan.jpドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (8) 緊急時以外の問い合わせなどには使用できません。

2 利用者登録

(1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。

(2) 利用者の登録に当たっては、消防本部が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

ア 氏名（ふりがな）

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ メールアドレス

(3) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができない場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。

ア 電話番号（携帯電話会社）

イ F A X 番号

ウ よく行く場所

エ 緊急連絡先氏名（ふりがな）

オ 緊急連絡先続柄

カ 緊急連絡先電話番号、F A X 番号又はメールアドレス

(4) 通報時に、何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

(5) 次の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

3 個人情報の取り扱い

(1) 登録された個人情報につきましては、N E T 1 1 9 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

(2) N E T 1 1 9 を利用して通報が行われた場合、通報場所を管轄する消防本部（以下、「管轄消防本部」という。）へ登録情報が提供されます。

(3) N E T 1 1 9 を利用して救急要請された場合、管轄消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。

(4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、山口市消防本部までご連絡ください。

なお、利用停止手続の際に、登録者をご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。

(5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者の情報及び通報内容並びに通信履歴は、N E T 1 1 9 の運用保守及び消防・救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

(6) N E T 1 1 9 の事業者に変更が生じた場合には、変更後の事業者に従前の事業者から登録情報の引き継ぎを行います。

なお、従前の事業者からは登録情報を消去します。

4 通報時における注意点

(1) 通報を行う際には、まず「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

(2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が管轄消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が管轄消防本部に送られます。

GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

(3) 現在位置の入力が完了すると、管轄消防本部に接続されチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。

(4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。

(5) チャットが途中で切断された場合には、管轄消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。

(6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

N E T 1 1 9 は無料をご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

(1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メン

メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。

- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。

なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。

- (2) 利用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の削除が行われることがあります。

8 問い合わせ先

山口市消防本部通信指令課

F A X : 0 8 3 - 9 3 2 - 2 6 0 7

メールアドレス : shirei@119ymg.jp

電話番号 : 0 8 3 - 9 3 2 - 2 6 0 3